

<第1分冊>

P. 1-4	<第1章 犯罪収益移転防止に取り組むにあたっての基礎知識とその必要性(総論)> 「近年の主な改正内容」の表、その他全般をアップデート。
P. 9	<第2章 第3節 2. 取引時確認における確認方法(総論)> ①確認方法に関する「オンラインで完結できる方法」の記載を補充。 ②「(2)不動産取引におけるデジタル化の流れ」を追加。
P. 10-20	<第2章 第3節 3. 本人特定事項等の確認方法(各論)> ①確認方法に関する「オンラインで完結できる方法」の記載を補充。 ②「ICチップ情報を利用する本人確認方法」をコラムとして追加。 総務省・金融庁HP等のイラストを掲示し、具体的作業イメージを理解できるように工夫。 ③実質的支配者リストの活用に関する記載、帳票見本を追加。
P. 21-24	<第2章 第3節 4. 本人確認書類の種類、確認時の留意事項等> ①確認方法に関する「オンラインで完結できる方法」の記載を補充。 ②マイナンバーカード、パスポート、国民年金手帳等の利用に関する留意事項等を補充。
P. 25-28	<第2章 第3節 4. 「本人確認書類の種類と確認方法」の表> 本人確認書類の分類だけでなく、「この書類を提示・送付された時に、どのような確認方法が採れるか、提示等以外に必要な手続は何か」を理解できるような表示としたもの。いわば「本人確認書類からの逆引きの手順」を表示した。
P. 38-39	<第2章 第5節 特定事業者の体制整備等の努力義務> 国土交通省「マネロンガイドライン」の記載を追加。

<第2分冊>

全体	「疑わしい取引の届出」をクローズアップするため、第2分冊として独立させた。
P. 7	<参考様式・疑わしい取引の届出に関するチェックリストの表> 「第1-1 多額の現金」の項目について、内容を補充。
P. 8	<第3章 3. 実際に届出された「疑わしい取引」について> 実際の届出事例を追加。
P. 9	<第4章 疑わしい取引の届出方法> 「事業者プログラムの入手方法」などの内容を補充。
P. 10-11	<第5章 疑わしい取引の届出先一覧> 一部、役所の所在地を変更。
P. 12	<第6章 疑わしい取引の届出に関する注意事項> 全文、追加。

<第3分冊>

- ①第3分冊のみでも、犯収法の基本的な内容等が分かるように、第1・第2分冊の記載と重複する事項についても、あえて記載した箇所あり。
- ②下記の新設追加項目については、「オンラインで完結できる方法」など最近制定の本人確認方法や、関係法令改正による新たな取扱いなどを中心に作成。

Q & Aの新設項目一覧（既存のQ & Aも、一部修正もあり。）

No.	項目タイトル
1	平成30年11月施行の改正施行規則の概要
2	令和2年4月施行の改正規則の概要
3	特定事業者
4	宅地建物取引業者の特定業務、特定取引
5	取引時確認の意義
6	「オンラインで完結できる本人確認方法」だと、なりすましが増加することにならないか
8	自然人と法人の本人特定事項
9	取引時確認において確認すべき事項
46	転送不要郵便等
48	本人限定受取郵便等
50	顧客との一度の面談で、本人確認手続を完結させるにはどうすればよいか
51	オンラインでの本人確認で、「顔写真付本人確認書類の厚み等」を確認する意味は何か
52	オンラインでの本人確認で、「顧客の容貌の画像」は静止画像でも動画でもよいか
53	「本人確認書類のICチップ情報の送信」を行うには、どうすればいいのか
74	実質的支配者が不存在の場合にはあり得るか
88	健康保険証や国民年金手帳等による確認
90	基礎年金番号通知書の取扱い
95	戸籍の附票による確認
96	本籍地に関する情報の取扱い
100	本人確認書類の写しの提示を受けた場合の対応
102	登記情報提供サービスを利用した法人の本人確認方法
115	再度の取引時に、顧客の本人特定事項が変更となっている場合
122	顧客カード等の使用について

以上